

総 発 第 293 号

2008年 2月25日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会企業会計基準適用指針公開草案第 28 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」
に係るコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年 1 月 24 日に貴委員会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させて頂き戴きますので、今後の審議においてご配慮戴きたく、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 全般的事項

- (1) 全体的な内容については、子会社及び関連会社の範囲について「監査委員会報告第 60 号」の内容を引継ぎ、これまでの取り扱いを継続、または一部について取り扱いの明確化を図るものとなっているため、特に異存はない。
- (2) しかしながら、例えば適用指針(案)第 28 項「会社に準ずる事業体に関する取扱い」にあるように、一部「監査委員会報告第 60 号」のみ(第 4 項(2)「特別目的会社等に関する支配の判定について」等)に記載されているような事項もあるため、「監査委員会報告第 60 号」をすべて包含できるように検討戴きたい。
- (3) また、「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」(監査委員会報告第 52 号)に記載されている連結の範囲に係る重要性の判断基準についても実務面での手続きや判断の明確化のため、今回の適用指針に含めることを検討戴きたい。

2. 「連結財務諸表における子会社及び関連の範囲の決定に関する適用指針(案)」

(1) 子会社の範囲の確定の決定に関する取扱い

他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有していないが、当該他の会社等の意思決定機関を支配している場合

第 14 項において、

「例えば、次に掲げる事実が存在することにより、他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される場合が含まれる。

(1) 当該他の会社等が重要な財務及び営業又は事業の方針を決定するにあたり、自己の承認を得ることとなっている場合」

とあるが、支配の有無に関わらず、重要事項の決定の際には各株主の承認を必要とするような株主間協定を締結することが実務上多いため、当該条項は支配力の判断の際に非常に紛らわしいと感じる。

例えば「(1) 当該他の会社等が重要な財務及び営業又は事業の方針を決定するにあたり、自己の承認を得ることとなっており、その承認の権利は他の株主には与えられていない場合」などと表現を改めることを検討戴きたい。

他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合

(a) 第 16 項の(1)において「複数の会社等(親子関係にある会社等を除く。)が、それぞれ他の会社等を支配していることにはならないため、例えば、」と記載されているが、文章が長く意図が明瞭に伝わりにくいと感じる。

「複数の会社等(親子関係にある会社等を除く。)が、それぞれ他の会社等を支配していることにならない場合。例えば、」のような文章に改めるよう検討戴きたい。

(b) 第 16 項(4)においてベンチャーキャピタルなどの投資企業が子会社に該当しない場合の具体的要件について、

- ・ 「他の会社等との間で、通常取引として投融資を行っているもの以外のほとんどないこと」が挙げられているが、「ほとんどない」というのは定量的にどの程度なのかを具体的に明示願いたい。

- ・ 「当該他の会社の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること」が挙げられているが、これは他の条件と比較して、形式的な判断基準となっている。子会社の判定にあたっては、支配力という観点から実態に基づいた判断がより重要と考えられることから、当該条件を外すことを検討願いたい。

支配が一時的であるため連結の範囲に含めない子会社

第 18 項及び第 25 項において、支配が一時的であると認められる場合(又は影響が一時的であると認められる場合)の前提条件として、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないこと(又は影響を与えないこと)が確実に予定されている場合となっているが、「確実に予定されている場合」は一般に限定的であると考えられ、実務を考慮して具体例を提示して戴きたい。

利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため連結の範囲に含めない子会社

第 19 項に例示されているが1件のみである。実務面での理解を深めるため、複数の例示を記載することを検討願いたい。

(2) 関連会社の範囲の決定に関する取扱い

他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上を自己の計算において所有していないが、当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合

第 21 項(1)において「自己との取引の割合が相当程度」との記載があるが、具体的な数値についての目安を示すことを検討願いたい。

利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため持分法を適用しない関連会社
第 26 項において、第 19 項の子会社の場合と同様に、「どのような場合に利害関係者の
判断を著しく誤らせるおそれがあるのか」を例示して戴きたい。

(3) 会社に準ずる事業体に関する取扱い

第 26 項においても、監査委員会報告第 60 号の第 4 項(2)「特別目的会社に関する支配の判定
について」にあたる記載を加えて戴きたい。

以 上